

新版

あったかいね

介護保険



小松市

令和6年度 改正のポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護報酬が改定されました
報酬改定にともない、サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額も変わりました。
- 福祉用具の一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました
対象となる福祉用具は、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖です。

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります



介護保険のしくみ

- みんなで支えあう制度です.....3
- 介護保険に加入する人.....4
- 保険証と介護保険負担割合証.....5

介護保険料

- 保険料は大切な財源です.....6

サービスの利用のしかた

- サービスを利用するまでの手順.....10
 - ① 要介護認定の申請.....12
 - ② 認定調査.....13
 - ③ 審査・判定.....14
 - ④ 認定結果の通知.....15
 - ⑤ ケアプランの作成（要支援1・2、非該当の人）.....18
 - ⑤ ケアプランの作成（要介護1～5の人）.....20

利用者の負担

- 費用の一部を負担します.....22
在宅サービスの費用・施設サービスの費用
負担が高額になったとき
- サービスに苦情や不満があるとき.....25

サービスの種類

- 利用できるサービス.....26
在宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス

はつらつシニア支援事業

- 介護が必要とならないために.....34

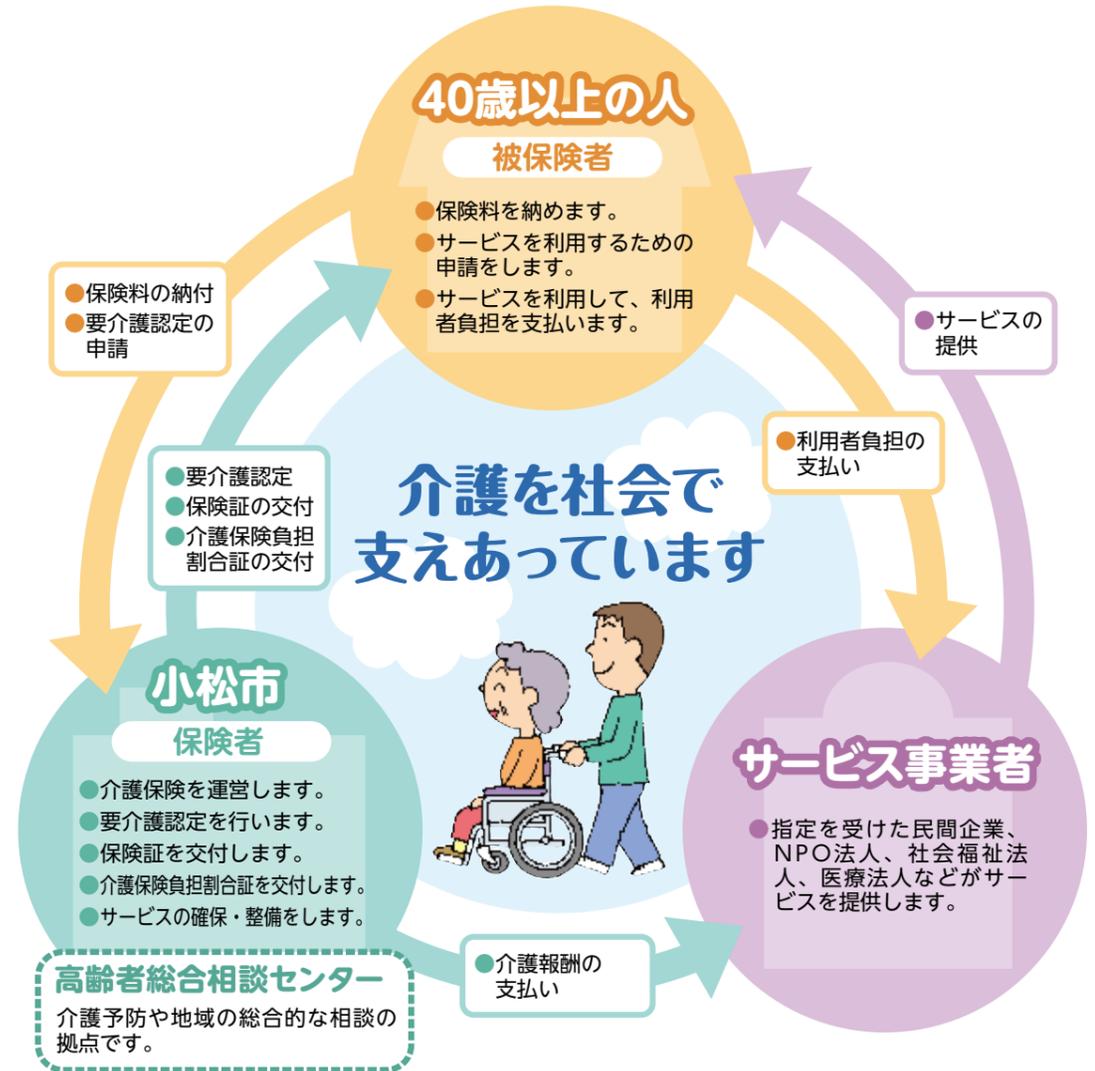
生活支援・福祉サービス

- 生活支援・福祉サービス.....37

介護保険のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人加入者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要になったときには費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。小松市が保険者となって運営しています。



サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか。

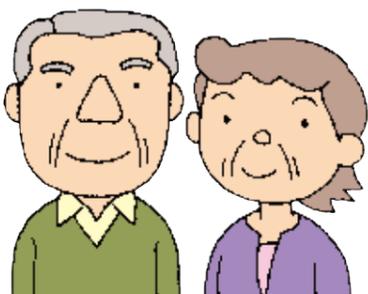
こたえ

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国籍の人でも短期滞在などを除き、介護保険の加入者となります。

介護保険に加入する人

40歳以上の人は、介護保険の加入者（被保険者）です。年齢によって2種類に分かれ、サービスを利用できる条件も異なります。

65歳以上の人は第1号被保険者

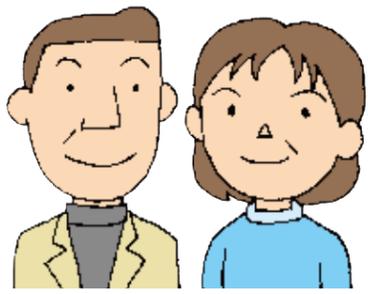


サービスを利用できるのは

介護や支援が必要であると認定された人

どんな病気やけががもとで介護が必要になったかは問われません。

40～64歳の方は第2号被保険者



サービスを利用できるのは

特定疾病により介護や支援が必要であると認定された人

特定疾病以外、例えば交通事故などが原因で介護が必要となった場合は、介護保険の対象になりません。

特定疾病

加齢と関係があり、要介護状態になるおそれが高い疾病で、16疾病が指定されています。

- がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 初老期における認知症

- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

保険証と介護保険負担割合証

介護保険の保険証

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	令和 年 月 日
被保険者番号及び印	172031 小松市

医療保険の保険証とは別に、一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- 65歳に到達する月に交付されます。
- 40～64歳の方は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに必要です

- ★要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ケアプランの作成を依頼するとき
- ★サービスを利用するとき

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割合	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
割合	開始年月日 令和 年 月 日 終了年月日 令和 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	172031 小松市

介護保険で認定を受けた人には、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合が記載されています。

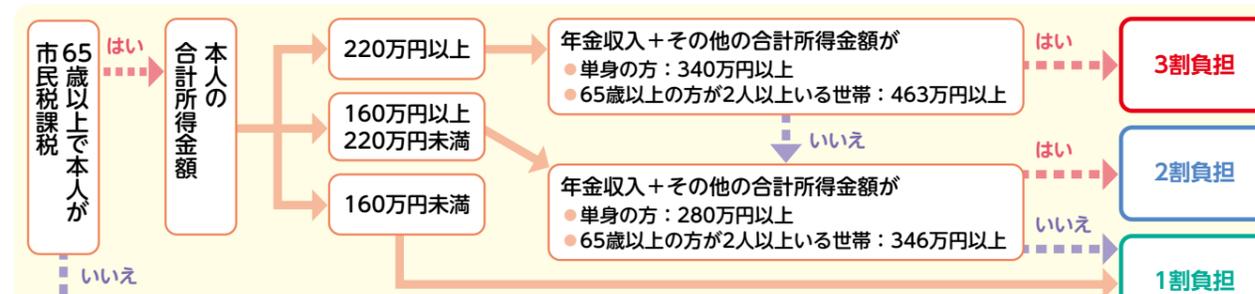
住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1割、2割、または3割のいずれか）が記載されています

こんなときに必要です

- ★サービスを利用するとき

利用者負担割合 判定の流れ

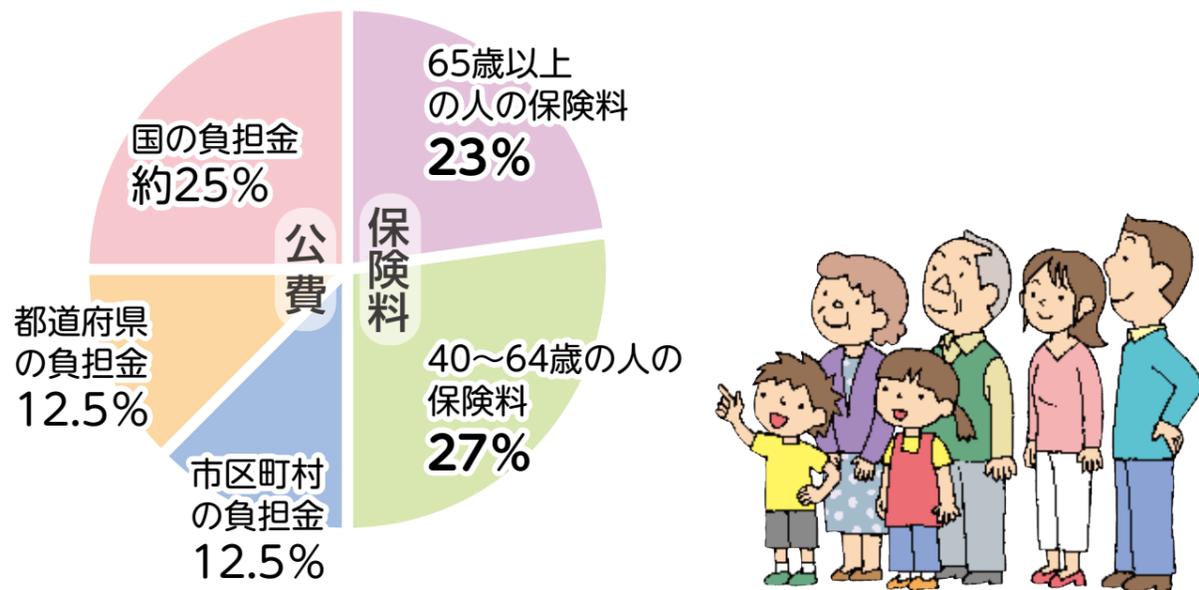


*40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

保険料は大切な財源です

介護保険は、公費（国や都道府県、市の負担金）と40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。サービスを十分に整えることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

令和6～8年度の財源割合（居宅給付費の場合。利用者負担は除く）



保険料を滞納しているとどうなるのですか。

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

こたえ

●1年以上滞納すると

サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分が支払われます。

●1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなり、滞納している保険料に充てられることがあります。

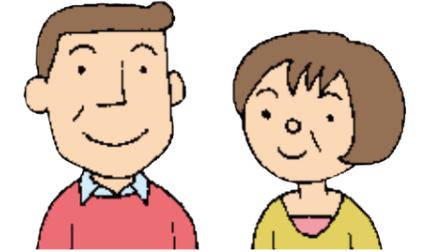
●2年以上滞納すると

サービスを利用するときの利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

40～64歳の人の保険料

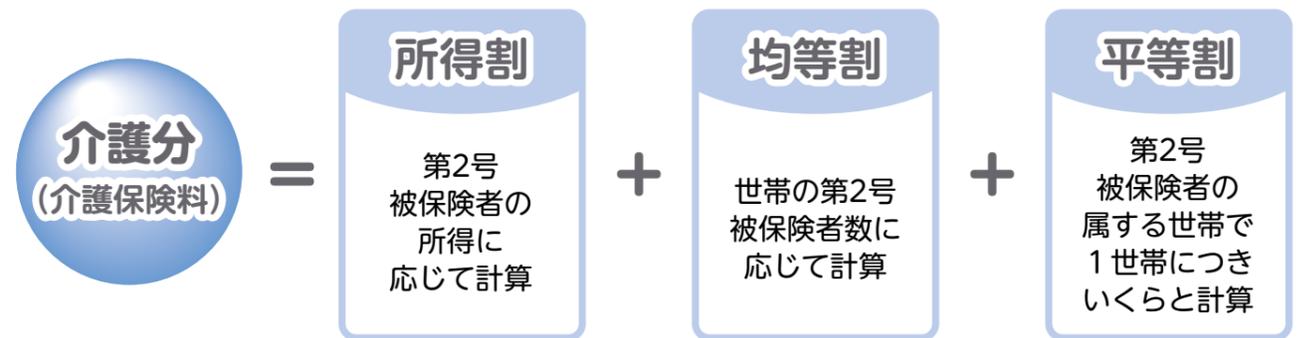
40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めます。

国民健康保険に加入している人



決め方

保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。

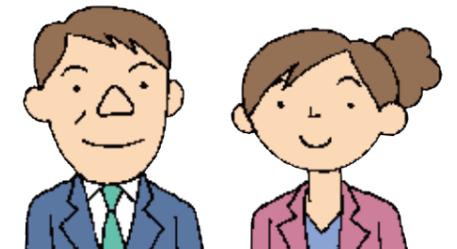


※小松市の国民健康保険税の場合の算定方法となります。
※保険料と同額の公費からの負担があります。

納め方

医療分と支援分と介護分とをあわせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人



決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料をあわせて給与および賞与から徴収されます。
※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人の保険料

決め方

保険料は基準額をもとに、所得や課税状況に応じて決められます。

基準額 (年額)

$$\frac{\text{小松市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分(23\%)}}{\text{小松市の65歳以上の人数}} = 75,600\text{円}$$

令和6年度(2024年度)の介護保険料

保険料段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金※1を受けている人 または前年の合計所得金額※2+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.30	22,600円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額×0.50	37,800円
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額×0.70	52,900円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.95	71,800円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	基準額	75,600円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が135万円未満の人	基準額×1.20	90,700円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が135万円以上220万円未満の人	基準額×1.25	94,500円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が220万円以上330万円未満の人	基準額×1.50	113,400円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が330万円以上410万円未満の人	基準額×1.65	124,700円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が410万円以上610万円未満の人	基準額×1.90	143,600円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が610万円以上810万円未満の人	基準額×2.00	151,200円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が810万円以上1,010万円未満の人	基準額×2.30	173,800円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,010万円以上の人	基準額×2.50	189,000円

★消費税率引き上げに伴い、第1～3段階の保険料は軽減されています。

※1 老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 合計所得金額

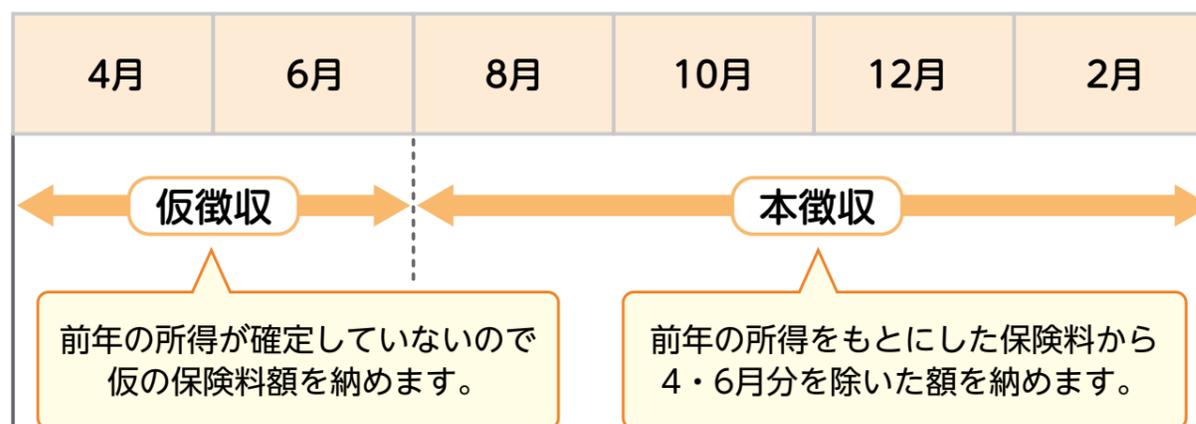
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。

年金が年額18万円以上の人 → 特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金が特別徴収の対象です。



※小松市では、保険料の平準化を図るために、本徴収の時期を2か月前倒しし、8月からとしています。

■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に納付書で納めることがあります。

- 年度途中で65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 年度途中で他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき

年金が年額18万円未満の人 → 普通徴収

小松市から送付される納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

口座振替

が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳の届け出印



★これらを持って小松市指定の金融機関で手続きをしてください。

※また、市役所ではページー口座振替受付を行っています。口座振替したい金融機関のキャッシュカードを利用して申込みできます。

サービスを利用するまでの手順

相談

困っている内容によって、はつらつシニア支援事業や介護サービスを受けることができます。高齢者総合相談センターが随時相談を受けていますのでお気軽にお問い合わせください。

【介護が必要な方】

- 通所や訪問で食事介助や入浴介助をしてほしい
- 福祉用具や住宅改修を利用したい
- 医療系サービスを利用したい

【運動・交流・生活支援が必要な方】

- 通所で交流や運動をしたい
- 買い物や掃除を手伝ってほしい

小松市が行うはつらつシニア支援事業を利用

- 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス）
- 一般介護予防事業

P34～P36

① 申請

サービスの利用を希望する場合は、小松市の窓口で申請しましょう。



くわしくは P12

主治医意見書



② 認定調査

心身の状況を調べるために、本人や家族などへの聞き取り調査などを行います。



くわしくは P13

更新

引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了前に更新または変更の申請をしてください。

- 介護の必要の程度に変化がない場合
→ 更新の申請をします
- 介護の必要の程度に変化があった場合
→ 認定の変更を申請します

P16

サービスの利用

ケアプラン・介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。



P26

はつらつシニア支援事業は P35

サービスを利用するためには、小松市に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。サービスを利用するまでの手順は、以下のとおりです。

③ 審査・判定

- コンピュータ判定（一次判定）
- 介護認定審査会（二次判定）

調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

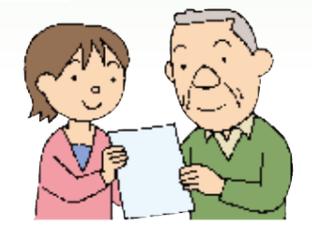


くわしくは P14

④ 認定・通知

介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が認定されます。

- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5
- 要支援1
- 要支援2
- 非該当



くわしくは P15

原則として申請から30日以内に、小松市から認定結果が通知されます。

⑤ ケアプラン作成

どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプラン・介護予防ケアプランを作ります。



くわしくは P18 または P20

更新の場合は、現在利用中のサービスの継続を居宅介護支援事業者または高齢者総合相談センターに相談します。

要介護1～5の人
介護サービスを利用 P20

要支援1・2の人
介護予防サービスとはつらつシニア支援事業を利用 P18

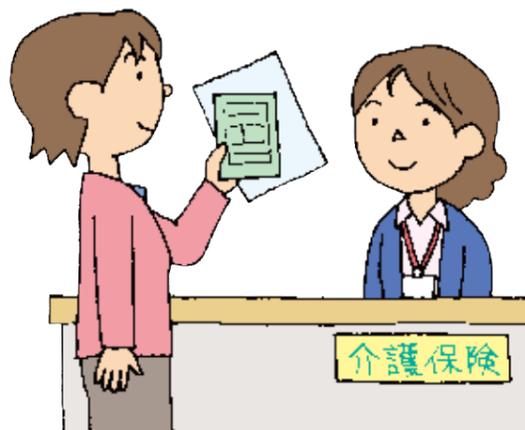
非該当の人
はつらつシニア支援事業を利用 P18
(小松市の独自サービスです)

① 要介護認定の申請

サービスを利用するためには、申請が必要です

サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。小松市長寿介護課の担当窓口で手続きをしてください。

申請は本人や家族の方が行ってください。また、成年後見人や高齢者総合相談センター、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

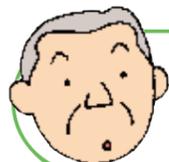


申請に必要なもの

- ★要介護・要支援認定申請書
- ★主治医意見書
- ★本人のマイナンバーカードと代行申請される人の運転免許証等の身分証明書
- ★介護保険保険証
- ★医療保険保険証

主治医意見書

本人の主治医に、心身の状況についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。



主治医とはどんなお医者さんのことですか。

こたえ

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。

② 認定調査

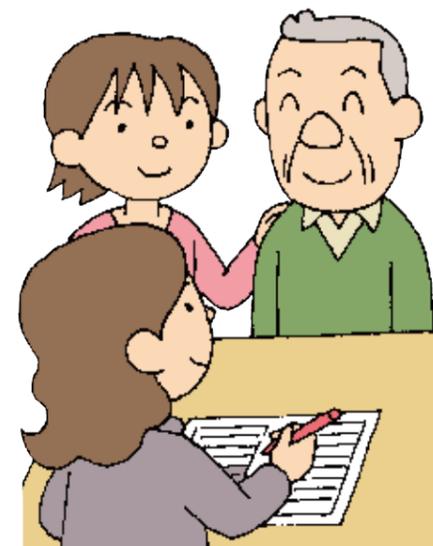
介護が必要な状態かどうか調査が行われます

認定調査

小松市の職員などが自宅を訪問し、心身の状況について本人や家族等から聞き取り調査などを行います。

原則、心身の状態が安定し、日頃の状況を把握できる場所で調査します。

また、基本的にご家族の立会いをお願いしています。



このような調査項目があります

[概況調査]

- 家族状況
- 居住環境
- 施設等における状況
- 日常的に使用する機器・器械

[基本調査の概要]

- 洗顔
- 整髪
- 衣服着脱
- 薬の内服
- 金銭の管理
- 日常の意思決定
- 視力
- 聴力
- 意思の伝達
- 短期記憶
- ひどい物忘れ
- 収集癖
- 過去14日間に受けた医療
- 外出頻度
- 調理
- 独り言・独り笑い
- 麻痺等の有無
- 拘縮の有無
- 寝返り
- 起き上がり
- 座位保持
- 両足での立位保持
- 歩行
- 移乗
- 移動
- 立ち上がり
- 片足での立位
- 洗身
- えん下
- 食事摂取
- 排尿
- 排便

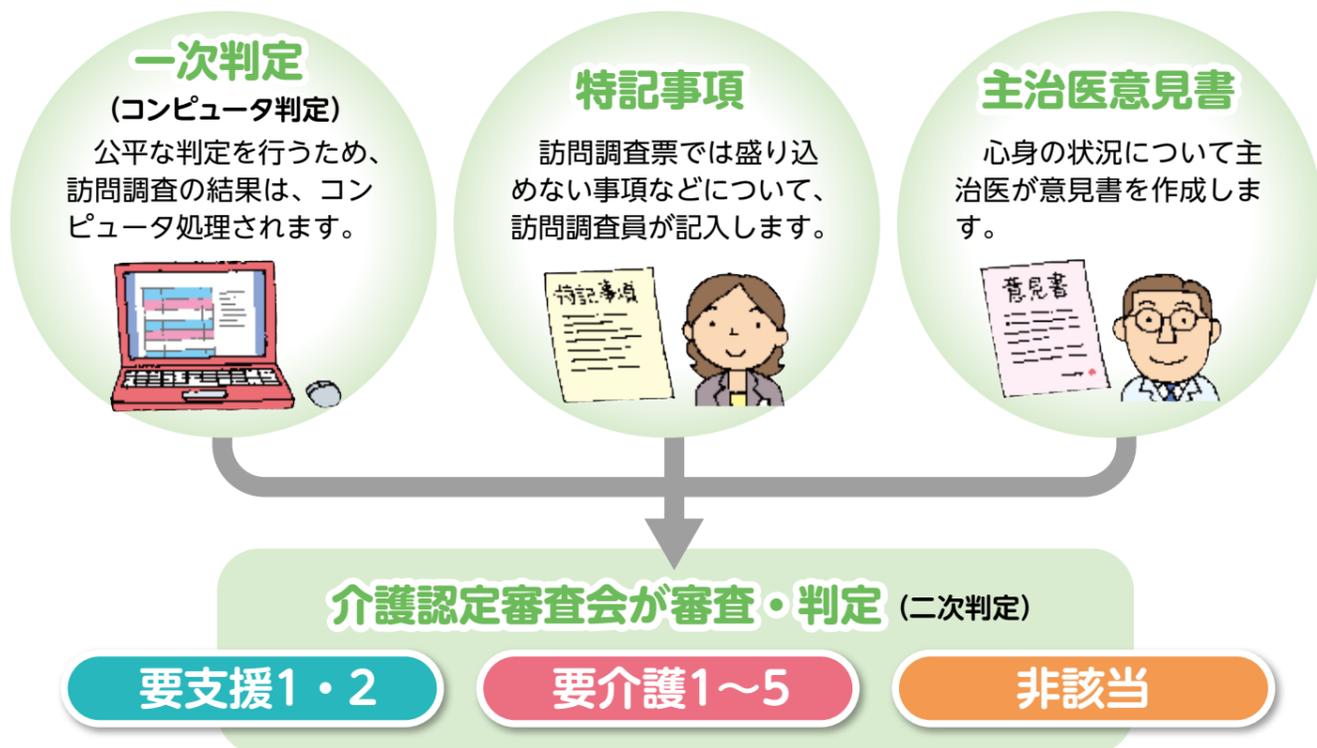
心身の状態についておたずねします



③ 審査・判定

どの程度介護が必要か審査・判定します

調査票の結果と主治医意見書をもとにコンピュータ判定（一次判定）され、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会が審査し、どのくらいの介護が必要かを判定（二次判定）します。



● 介護認定審査会

小松市が任命する保健、医療、福祉の学識経験者から構成され、介護の必要性について、総合的に審査します。



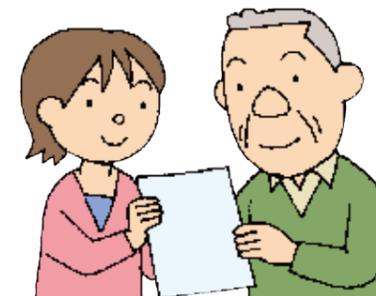
認定結果に納得できないときはどうすればよいのですか。

こたえ

要介護認定の結果などに疑問や不服がある場合は、まずは小松市の窓口までご相談ください。その上で納得できない場合には、一定期間内に石川県に設置されている「介護保険審査会」に申し立てをすることができます。

④ 認定結果の通知

審査結果にもとづいて、認定結果が通知されます



予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」、介護保険の対象とならない「非該当」の区分に認定され、その結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きます。

● 認定結果通知書に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期間など

● 保険証に記載されていること

あなたの要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、介護認定審査会の意見など

要介護状態区分



要介護認定には有効期間があります

- 1 引き続きサービスを利用したい場合は、主治医意見書を準備して有効期間満了日の60日前から満了日までの間に、長寿介護課の窓口で更新の申請をしてください。更新の申請をすると、あらためて調査・審査、認定が行われます。
- 2 サービスの利用を希望しない場合は更新する必要はありません。新たに必要になった際に申請してください。手続きは初回と同じです。
- 3 今後、はつらつシニア支援事業だけを利用される人は、更新の申請は必要ありません。基本チェックリストの提出のみで利用できますので、ケアマネジャーに相談してください。なお、はつらつシニア支援事業には有効期間はありません。



要介護認定の有効期間内に心身の状態が変化したらどうなるのでしょうか。

こたえ

有効期間内に心身の状態が変化して、現在の要介護状態区分に該当しなくなった場合には、長寿介護課の窓口にて区分の変更を申請してください。手続きは初回と同じです。

状態が良くなった場合にも区分の変更を申請してください。サービス利用料が安くなる場合があります。



認定を受けたあとに他市に引っ越しました。改めて申請からやり直さなければいけないのですか。

こたえ

原則として、他市区町村に引っ越しても小松市で認定された要介護度にもとづいてサービスが利用できます。転入先の介護認定窓口で、手続きをしてください。ただし、市区町村によっては利用できるサービスに差がある場合があります。

指定居宅介護支援事業者

ケアマネジャー（くわしくはP21）を配置している事業者です。要介護認定の申請の代行※や、ケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整をします。

介護予防ケアプランについては高齢者総合相談センター（くわしくはP19、裏表紙）が作成します。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。



指定居宅介護支援事業者について

サービスを提供している小松市内の事業者は、小松市のホームページ「小松市居宅介護支援事業者一覧」で閲覧できます。

小松市 居宅介護支援事業者一覧

URL : <https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1039/kaigohoken/2878.html>



市外の事業者でも小松市をサービス提供地域としている事業者は利用できます。

この一覧に掲載したもののほか、介護保険指定事業者に関することは

石川県介護事業所検索

URL : <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/17/index.php>



で閲覧できます。

営業日や営業時間等の詳細については、各事業者にお問い合わせください。



申請後、認定結果が通知されるまでの間にサービスを利用することはできますか。

こたえ

申請後、認定結果が通知されるまでの間でもサービスを利用することはできません。その場合は「暫定ケアプラン」を作成する必要があるため、ケアマネジャーを決めて相談してください。認定の結果、「自立(非該当)」とされた場合や、保険給付の対象とならないサービス利用があった場合（例えば、認定された要介護度が暫定ケアプランで想定したものと違ったために、支給限度額を超えた場合）には、その分の費用を全額実費で支払う必要があります。

⑤ ケアプランの作成 (要支援1・2、非該当の人)

高齢者総合相談センターまたは居宅介護支援事業者*でケアプランを作成

要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスと小松市が行うはつらつシニア支援事業が利用できます。

また、非該当と認定された人も小松市が行うはつらつシニア支援事業が利用できます。どちらも高齢者総合相談センターが中心となってサポートします。

●介護予防ケアプランの作成に利用者負担はありません。自己作成することもできます。

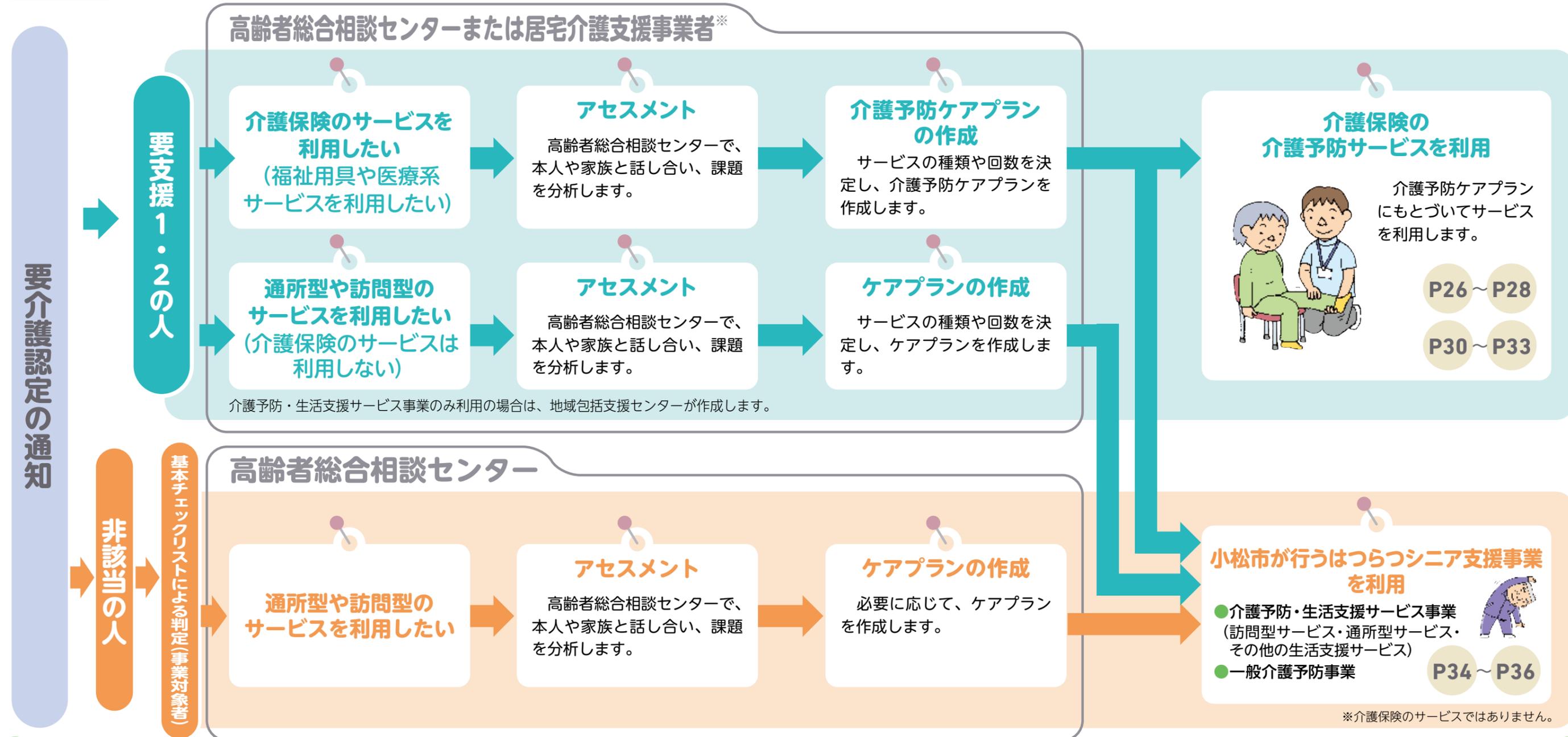
*介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に限ります。

令和6年4月から 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。

● 高齢者総合相談センター

保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、住み慣れた地域で高齢者の生活を支える総合機関です。

- 介護予防ケアマネジメント (自立した生活ができるよう支援します)
- 総合的な相談・支援 (何でもご相談ください)
- 虐待防止などの権利擁護 (みなさんの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの支援 (さまざまな方面から支えます)



⑤ ケアプランの作成 (要介護1~5の人)

居宅介護支援事業者または入所する施設で ケアプランを作成

要介護1~5と認定された人は、介護保険の介護サービスが利用できます。在宅でサービスを利用する場合と施設に入所する場合で、ケアプランを作成する事業者が違います。

※ケアプランの作成に利用者負担はありません。自己作成することもできます。

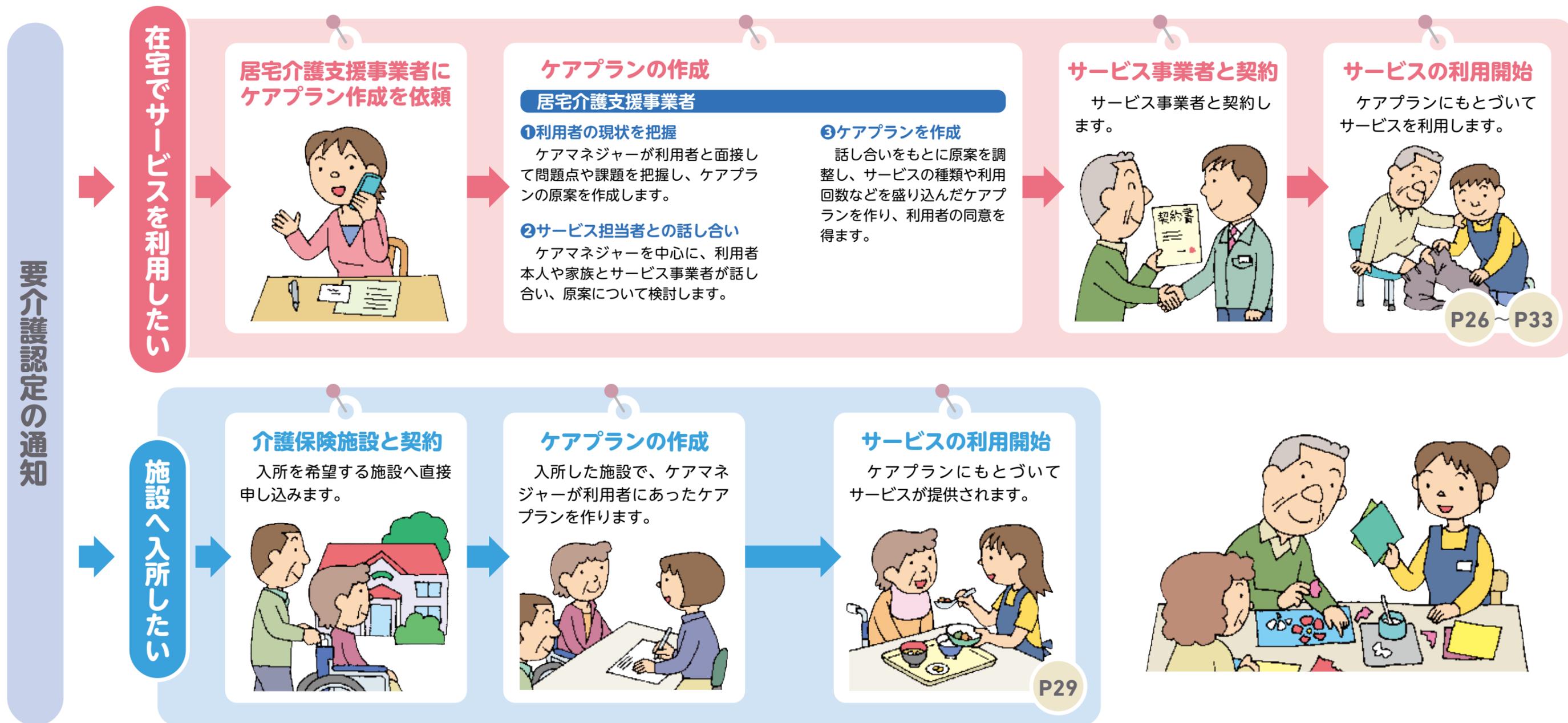
● ケアマネジャー (介護支援専門員)

ケアマネジャーは介護の知識を幅広くを持った専門家で、次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じ、アドバイスをします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。



指定居宅介護支援事業者 (ケアマネジャーを配置している事業者) の一覧は市ホームページでご確認ください。(P17参照)



費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者に支払う利用者負担は、かかった費用の1割、2割、または3割です。

在宅サービスの費用

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用する場合は、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

■主な在宅サービスの支給限度額 (1割負担の場合)

要介護状態区分	1か月の支給限度額	自己負担(1割)
要支援1・事業対象者*	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

■支給限度額が適用されないサービス

- (介護予防) 居宅療養管理指導
- (介護予防) 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- (介護予防) 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 特定(介護予防) 福祉用具販売
- (介護予防) 住宅改修費支給

*基本チェックリストにより、はつらつシニア支援事業の対象となった方です。
*事業対象者のうち、短期集中予防サービス利用者は、要支援2の支給限度額を超えないものとします。

例 要介護1の人が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の自己負担額



施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

令和6年8月から 居住費等の金額が【 】内が変わります。 令和7年8月から 多床室の金額が一部変わります。

【基準費用額：施設における食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額（1日当たり）】

- 食費：1,445円
- 居住費等：ユニット型個室…2,006円【2,066円】
ユニット型個室の多床室…1,668円【1,728円】
従来型個室…1,668円【1,728円】(介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,171円【1,231円】)
多床室…377円【437円】(介護老人福祉施設、短期入所生活介護は855円【915円】)
- 令和7年8月から (多床室) 室料徴収あり…697円 室料徴収なし…437円

●低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費等)。



■負担限度額（1日当たり）

令和6年8月から 居住費等の金額が【 】内が変わります。

利用者負担段階	食費	施設サービス	居住費等				
			短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室
第1段階	●本人および世帯全員が住民税非課税で、 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円】 【380円】	0円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+年金収入額が80万円以下の人	600円	390円	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円】 【480円】	370円 【430円】
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+年金収入額が80万円超 120万円以下の人	1,000円	650円	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【880円】	370円 【430円】
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、 合計所得金額+年金収入額が120万円超 の人	1,300円	1,360円	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円】 【880円】	370円 【430円】

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、()内の金額となります。
※次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等(食費・居住費等の軽減)は受けられません。

- ① 住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税
- ② 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が
 - 第1段階：単身 1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
 - 第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
 - 第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
 - 第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。



■利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分	上限額(月額)
●年収約1,160万円以上	世帯 140,100円
●年収約770万円以上約1,160万円未満	世帯 93,000円
●年収約383万円以上約770万円未満	世帯 44,400円
●一般	世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等	世帯 24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 世帯 15,000円

■初めて高額介護サービス費の対象となられた方には、市から申請書をお送りします。

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険それぞれの月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

■高額医療・高額介護合算制度の負担限度額（年額／8月～翌年7月）

【70歳未満の方】

【70歳以上の方】

70～74歳の人がある世帯・後期高齢者医療を受ける人がある世帯

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	限度額	所得区分	限度額
901万円超	212万円	課税所得	690万円以上 212万円
600万円超901万円以下	141万円		380万円以上690万円未満 141万円
210万円超600万円以下	67万円		145万円以上380万円未満 67万円
210万円以下	60万円	一般（住民税課税世帯の方）	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ（住民税非課税世帯の方）	31万円
		低所得者Ⅰ※ (住民税非課税世帯で世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0になる人（年金収入のみの場合80万円以下の人）)	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

■毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。

■支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

サービスに苦情や不満があるとき

サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者にご相談しづらいときは、下のような相談先があります。

ケアマネジャーに相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。



小松市長寿介護課窓口 に相談

相談や苦情の内容をもとに、小松市で事業者を調査して指導します。



高齢者総合相談センター に相談

地域の高齢者を総合的に支援する高齢者総合相談センターでも相談を受け付けています。



国保連に相談

小松市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。



契約するときの注意点は？

居宅介護支援事業者やサービス提供事業者などと契約を交わす際は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的	契約の目的となるサービスが明記されていますか。
契約の当事者	利用者と事業者との間の契約になっていますか。
指定事業者	都道府県等から指定された事業者ですか。
サービスの内容	利用者の状況に合ったサービス内容や回数ですか。
契約期間	在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっていますか。
利用者負担金	利用者負担の金額や交通費の可否などの内容が明記されていますか。
利用者からの解約	利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されていますか。
損害賠償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されていますか。
秘密保持	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっていますか。



※契約書には上の項目以外にもさまざまな項目があります。よく読み、不明なところは説明を受けて確認しましょう。

利用できるサービス

サービスを利用したときの利用者の負担は、かかった費用の1割、2割、または3割（くわしくはP5）です。

●掲載している金額のほかに、サービス内容や地域による加算などがあります。

令和6年4月から 自己負担のめやすが変わりました。

在宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

身体介護 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助 (20分以上45分未満の場合)	179円

※早朝、夜間、深夜などの加算があります。



訪問入浴介護

介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

1回	1,266円
----	--------

要支援1・2の人

1回	856円
----	------

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリを受けられます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

1回	308円
----	------

要支援1・2の人

1回	298円
----	------



訪問看護

疾患等を抱えている場合、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)	471円
病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)	399円

要支援1・2の人

訪問看護ステーションからの場合 (30分未満の場合)	451円
病院または診療所からの場合 (30分未満の場合)	382円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

医師による指導(月2回まで)	515円
----------------	------

要支援1・2の人

医師による指導(月2回まで)	515円
----------------	------

施設に通って受けるサービス

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行われます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

(通常規模の事業所: 8時間以上9時間未満の場合 送迎を含む)

要介護1～5の人

要介護1～5	669円～1,168円
--------	-------------



※その他運動機能訓練や入浴（要介護の人）を行った場合は加算となります。
※食費や日常生活費は別途必要になります。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行われます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

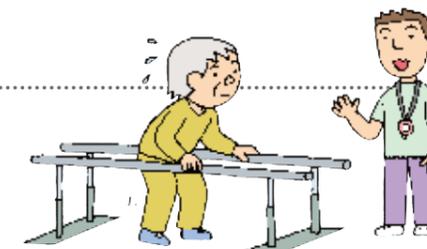
(通常規模の事業所: 7時間以上8時間未満の場合 送迎を含む)

要介護1～5の人

要介護1～5	762円～1,379円
--------	-------------

要支援1・2の人

1か月	要支援1	要支援2
	2,268円	4,228円



※その他運動機能訓練や入浴（要介護の人）を行った場合は加算となります。
※食費や日常生活費は別途必要になります。

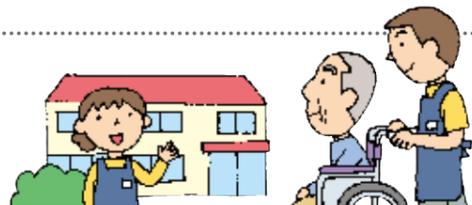
施設に短期間入所して受けるサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

■自己負担のめやす (1割の場合)

(併設型の施設：1日につき)



要介護1~5の人

従来型個室	603円~884円
多床室	603円~884円
ユニット型個室	704円~987円
ユニット型個室的多床室	

要支援1・2の人

	要支援1	要支援2
従来型個室	451円	561円
多床室	451円	561円
ユニット型個室	529円	656円
ユニット型個室的多床室		

短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、日常生活上の支援やリハビリテーションなどが受けられます。

■自己負担のめやす (1割の場合)

(併設型介護老人保健施設の場合：1日につき)



要介護1~5の人

従来型個室	753円~971円
多床室	830円~1,052円
ユニット型個室	836円~1,056円
ユニット型個室的多床室	

要支援1・2の人

	要支援1	要支援2
従来型個室	579円	726円
多床室	613円	774円
ユニット型個室	624円	789円
ユニット型個室的多床室		

在宅に近い暮らしをする

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

■自己負担のめやす (1割の場合)

(1日につき)



要介護1~5の人

要介護1~5	542円~813円
--------	-----------

要支援1・2の人

要支援1	要支援2
183円	313円

※従来型個室とは、共同生活室 (リビング) を併設していない個室
 ※多床室とは、定員2名以上の居室
 ※ユニット型個室とは、共同生活室 (リビング) を併設している個室

施設サービス

※要支援1・2の人は利用できません。
 ※費用は、要介護や施設の体制・部屋のタイプによって異なります。

施設に入所して利用するサービス

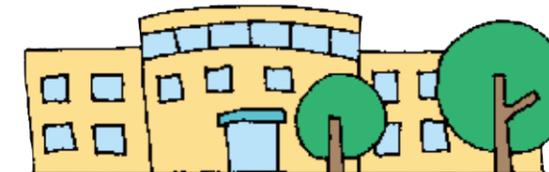
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。(新規入所できるのは原則として要介護3以上の人です。)

■1か月 (30日) あたりの施設サービス費のめやす (1割の場合)

要介護3~5の人

従来型個室	21,960円~26,130円
多床室	21,960円~26,130円
ユニット型個室	24,450円~28,650円
ユニット型個室的多床室	



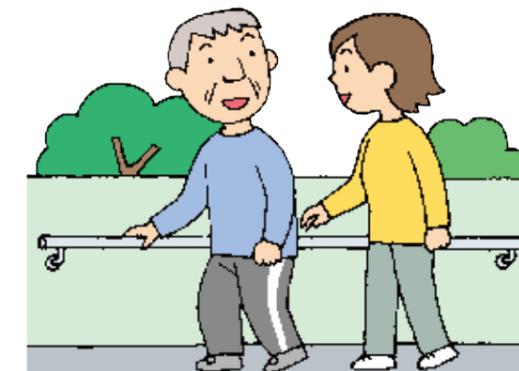
介護老人保健施設 (老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

■1か月 (30日) あたりの施設サービス費のめやす (1割の場合)

要介護1~5の人

従来型個室	21,510円~27,960円
多床室	23,790円~30,360円
ユニット型個室	24,060円~30,540円
ユニット型個室的多床室	



介護医療院

日常的な医学管理や看取り、ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

■1か月 (30日) あたりの施設サービス費のめやす (1割の場合)

要介護1~5の人

介護療養病床相当サービス (I型)	21,630円~37,890円
老人保健施設相当以上のサービス (II型)	20,250円~34,470円

地域密着型サービス

※費用は、要介護度や施設の体制によって異なります。
 ※★については、令和6年4月1日時点で小松市でサービス提供している事業所はありません。

住み慣れた地域で利用するサービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。原則として住んでいる市区町村のサービスのみ利用できます。

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受けられます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

（8時間以上9時間未満の場合）

要介護1～5の人

要介護1～5	1,026円～1,472円
--------	---------------

要支援1・2の人

要支援1	888円
要支援2	991円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

地域密着型通所介護

定員18人以下の通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで受けられます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

（通常規模の事業所：8時間以上9時間未満の場合 送迎含む）

要介護1～5の人

要介護1～5	783円～1,365円
--------	-------------

要支援1・2の人は利用できません

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

■1か月あたりの自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

要介護1～5	10,458円～27,209円
--------	-----------------

要支援1・2の人

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊を利用して介護や医療・看護のケアが受けられます。

■1か月あたりの自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

要介護1～5	12,447円～31,408円
--------	-----------------

要支援1・2の人は利用できません

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

夜間対応型訪問介護★

定期的な巡回や随時の通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。

■自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
-------------	--------

定期巡回・随時対応型訪問介護看護★

日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応などが受けられます。

■1か月あたりの自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

訪問看護サービスを行う場合（一体型の場合）

要介護1～5	7,946円～28,298円
--------	----------------



認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。
 ※要支援1の人は利用できません。

■1日あたりの自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

要支援2の人

要介護1～5	765円～859円
--------	-----------

要支援2	761円
------	------

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

地域密着型特定施設入居者生活介護★

定員が29人以下の小規模な介護専用型の有料老人ホームに入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

■1日あたりの自己負担のめやす（1割の場合）

要介護1～5の人

要支援1・2の人は利用できません

要介護1～5	546円～820円
--------	-----------

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。



地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。（新規入所できるのは原則として要介護3以上の人です。）

■1日あたりの自己負担のめやす（1割の場合）

要介護3～5の人

要支援1・2の人は利用できません

多床室	745円～887円
-----	-----------

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

福祉用具を利用するサービス

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

福祉用具貸与の対象

- 手すり★
(工事をとまなわないもの)
- スロープ★◆
(工事をとまなわないもの)
- 歩行器★◆
- 歩行補助つえ★◆
- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト
(つり具を除く)
- 自動排泄処理装置
(原則として要介護4・5の人のみ)

令和6年4月から
次の福祉用具は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。

- ◆印のついた福祉用具のうち、
 - 固定用スロープ
 - 歩行器(歩行車を除く)
 - 単点杖(松葉づえを除く)と多点杖

購入する場合は、特定福祉用具販売として利用します。利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。



- 要支援1・2および要介護1の人は、原則として★印の用具のみ保険給付の対象です。
- 自動排泄処理装置のうち尿のみを吸引するものについては、要支援1・2、要介護1～3の人でも利用できます。

サービス費用のめやす

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割、2割、または3割を自己負担します。福祉用具の種類や事業者によって金額は異なります。

特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給) **申請が必要です!**

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、1年(4月～翌年3月)につき10万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

※10万円のうち、1割、2割、または3割自己負担

要介護1～5の人

要支援1・2の人

特定福祉用具販売の対象

- 腰掛便座
- 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 排泄予測支援機器
- 入浴補助用具
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

令和6年4月から
次の福祉用具は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。

- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点杖(松葉づえを除く)と多点杖



- 都道府県等の指定を受けた事業者から購入した場合のみ、福祉用具の購入費が支給されます。
- 事業所ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されているので、購入の際は相談しましょう。

住宅環境を整備するサービス

住宅改修費支給 **着工前の申請が必要です!**

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

※20万円のうち、1割、2割、または3割自己負担

要介護1～5の人

要支援1・2の人

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差や傾斜の解消
- 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- 開き戸から引き戸への扉の取り替え、扉の撤去
- 和式から洋式への便器の取り替え
- その他これらの工事に付帯して必要な工事



住宅改修利用の手順

- 1 家族や専門家などに相談**
本人だけでなく家族で話し合い、心身の状況などを考慮しながら、ケアマネジャーや理学療法士などの専門家に相談します。



小松市への事前申請/小松市の確認

- 2 提出書類**
 - 住宅改修支給申請書
 - 住宅所有者の承諾書(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)
 - 工事費用内訳書(小松市の様式)及び 工事費見積書
 - 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーが作成)
 - 改修前後の1階全面の平面図 及び 改修予定部分の写真(撮影日が分かるもの) など

- 3 工事の実施** 小松市の審査結果を受けてから着工します。

住宅改修費の支給申請(工事後)

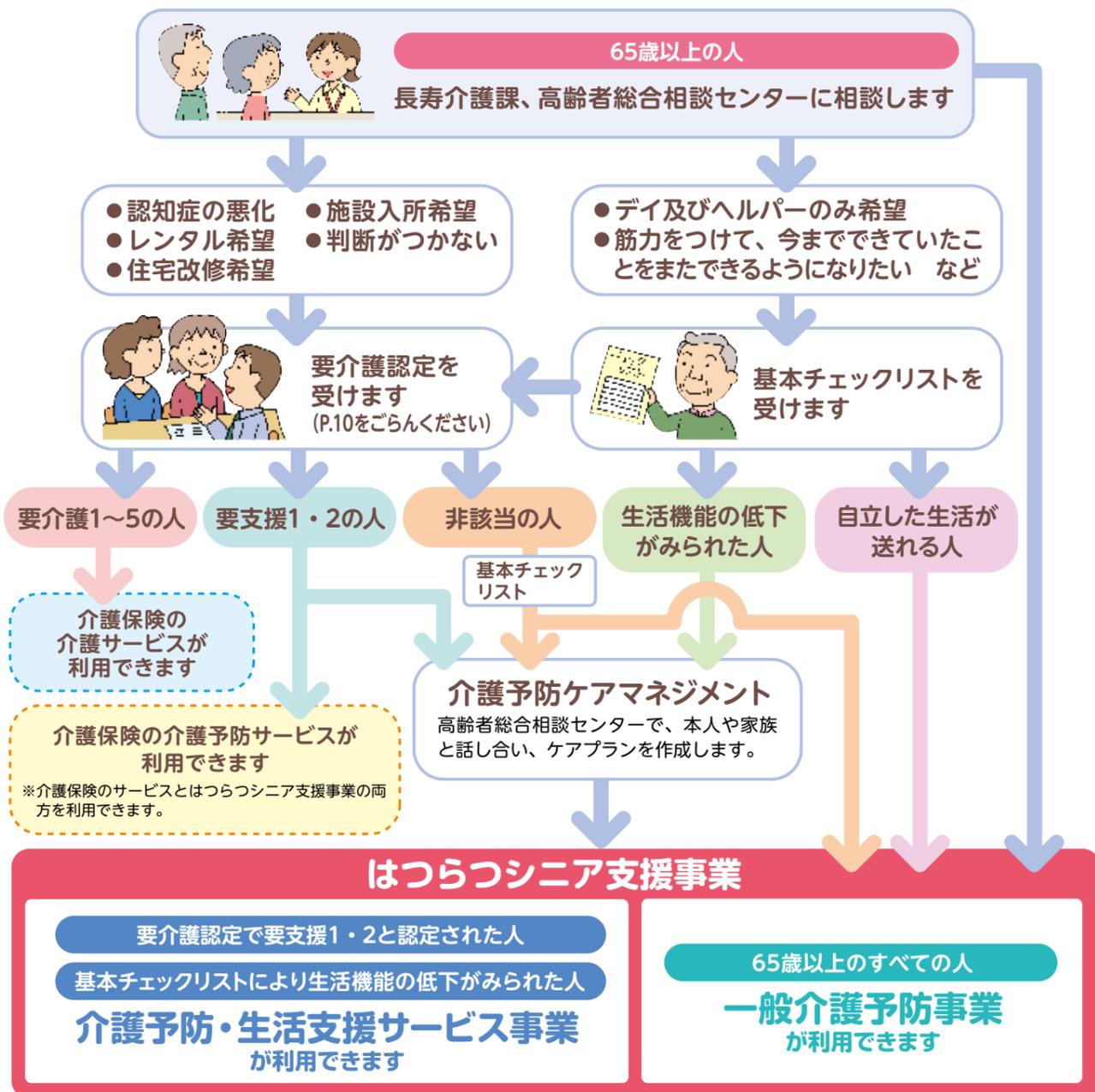
- 4 提出書類**
 - 住宅改修に要した費用の領収書
 - 改修後の写真(撮影日が分かるもの) など

- 5 住宅改修費の支給**

介護が必要とならないために

介護が必要とならないようにするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。はつらつシニア総合支援事業は、65歳以上のすべての人を対象とした、小松市が行う介護予防のサービスです。介護保険の認定を受けなくても、一人ひとりの生活に合わせた多様なサービスを利用することができます。

はつらつシニア支援事業の利用手順



※事業対象者になった後やサービスを利用した後も、要介護認定を申請することができます。

利用できるサービス

●介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2と認定された人や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた人が利用できます。

訪問型サービス

このような人に適しています	サービス名	内容	利用料金(めやす)
維持期 向上期	地域サポートクラブ (住民主体型)	地域サポートクラブの登録サポーターが買い物、ごみ出しなどの簡単な生活支援などを行います。	1回 100円
要介護境界域	生活援助サービス (基準緩和型)	ホームヘルパーや研修を受けた職員が、居宅を訪問し、買い物や掃除などの援助を行います。	週1回利用 1か月891円 週2回利用 1か月1,769円 ※1割の場合
	訪問介護 (従前相当型)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴介助などの身体介護や生活援助を行います。(身体介助が必要な人など向け)	週1回利用 1か月1,176円 週2回利用 1か月2,349円 ※1割の場合

通所型サービス

このような人に適しています	サービス名	内容	利用料金(めやす)
要介護境界域	はつらつデイ (基準緩和型)	通所介護事業所などで食事、レクリエーションなどの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。(閉じこもり防止)	週1回利用 1か月1,290円 週2回利用 1か月2,620円 ※食費別途、1割の場合
	デイサービス (従前相当型)	通所介護事業所で入浴、食事、レクリエーションなどの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。(入浴に介助が必要な人や医学的配慮を要する人など向け)	週1回利用 1か月1,798円 週2回利用 1か月3,621円 ※食費別途、1割の場合

訪問・通所型サービスの一体提供

このような人に適しています	サービス名	内容	利用料金(めやす)
自立していない生活行為がある人	短期集中 予防サービス	自立していない生活行為がある人などを対象に、リハビリ専門職が通所と訪問サービスを手厚く集中的(標準3か月)に提供し、要介護状態になるのを防ぎます。	通所支援 1回600円 など

●一般介護予防事業

65歳以上のすべての人が利用できます。

いきいきサロン・ゆったりサロン

地域の高齢者の交流の場です。ボランティアによる体操やレクリエーションなど、地域住民の自主的な活動を通じた健康・生きがいづくりを応援します。

対象者 老人クラブ会員など、地域のすべての高齢者

会場 各町の公民館 など

内容

- こまつ健脚・健腕・健口・健ゆび体操
- こまつココモ体操
- レクリエーションや予防・健康講話、食育交流、体力測定など



はつらつ講座

65歳以上の男性を対象とする「おとこ塾」に加え、シニア世代全体を対象者を拡大し、学びと体験、自己啓発を目的とした、多数の講座を開設いたします。

対象者 65歳以上の方
※年齢制限なしの講座もあります。

会場 第一地区コミュニティセンター他市内施設

内容

- おとこ塾(料理、体操など)
- スキルアップコース(ライフプラン、パソコン、陶芸、日本画など)
- 市民コース(ボランティア養成講座など)



認知症サポーター養成講座

認知症の方やその家族を地域で支えるために、認知症を正しく理解するサポーターを養成する講座を行います。

対象者 地域のすべての方。町内会や学校、職場など様々なグループでの申込み

会場 申込者の希望する場所に講師を派遣します

内容

- 認知症の症状や対応の仕方
- 認知症予防
- 早期発見、相談場所 など



介護予防講座

地域の高齢者のみなさんが、元気に過ごすための情報の提供や、介護予防に関する講話などを行います。

対象者 地域のすべての方。様々なグループでの申込み

会場 地域の公民館 など

内容

- 介護予防・認知症予防のポイント
- 介護保険制度、はつらつシニア支援事業
- 地域包括ケア体制づくり など



生活支援・福祉サービス

住み慣れたまちで、すこやかに生活を送れるようサービスを提供します。

家族介護用品助成券支給事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8053

対象者 要介護3以上で、介護用品が必要な在宅高齢者

助成額 1か月 4,500円の助成券を支給(1,000円お支払い毎に1枚使える900円の助成券を5枚)

対象品目 大人用おむつ、尿とりパッド、使い捨て手袋、清拭剤(からだ拭きを含む)、ドライシャンプー、防水シート、とろみ剤、口腔ケア用品、消臭・防臭剤、ポータブルトイレ用ごみ袋

配食サービス事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8168

主に見守りが必要で調理が困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に配食を通して安否の確認をします。

対象者 ひとり暮らしの高齢者、身体障害者等で必要と認められた人

利用回数 週1回～1日2食(昼、夕)まで

安心通報システム事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8168

自宅に緊急通報と安否確認の端末機を設置して、端末機のボタンを押すと相談センターにつながり、緊急時や相談に対応します。センターでは煙感知による火災通報や安否確認装置による緊急信号を自動的に受信したり、月1回の電話による元気コール等で安否や生活状況の確認を行います。

対象者 65歳以上の独居高齢者および高齢者のみの世帯

負担額 月額 400円

認知症高齢者等SOSネットワーク事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8168

認知症等の病気により記憶力・判断力が低下し、道に迷ったり、自分の家が分からなくなったりする場合があります。

小松市では、行方不明となった際にできるだけ早期に捜索を開始し発見できるよう事前登録する取り組みを行っています。登録された方は、認知症賠償保険への加入及び服や持ち物に貼って使えるIDタグ付ステッカーを受け取ることができます。

対象者

- 小松市内に在住し、認知症等の病気により行方不明となる恐れがある方
- 小松市内の介護保険施設や認知症高齢者グループホーム等を利用されている方

※親族や成年後見人等の同意が必要となります。

位置情報提供サービス

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8168

高齢者が徘徊して行方不明になることを防ぐために、小型GPS機器を貸出します。この機器を身につけた高齢者が、行方不明になった時に、位置情報を検索し情報提供することで捜索や早期保護に役立てることができます。

対象者 65歳以上で認知症による徘徊行動がみられる高齢者を介護する家族および介護者

負担額 月額 500円

【問い合わせ先】 小松市 長寿介護課 ☎24-8168

はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8053

はり・きゅう・マッサージの施術を受けることにより、日常生活がしやすくなるように施術費の一部を助成します。

- 対象者**
- 70歳以上の方
 - 65歳以上の身体障害者手帳1～3級を持っている方
 - 65歳以上の療育手帳A・Bを持っている方

助成額 年18枚 1,000円の助成券を交付

寝具乾燥消毒サービス事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8053

在宅高齢者で要介護3以上の方を対象に、使用している布団などをクリーニングします。

実施時期 年2回(4月～9月、10月～3月)

負担額 1回 1,500円

訪問理美容サービス事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8053

在宅高齢者で要介護3以上の方を対象に、訪問して理美容サービスを行います。

実施時期 年3回(4月～7月、8月～11月、12月～3月)

負担額 1回 1,000円

生活管理指導短期宿泊事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8168

家族の都合により、一時的に養護する必要がある場合に短期の宿泊も行います。

対象者 社会生活を営む上で基本的な生活習慣が欠如している高齢者等

委託先 市内特別養護老人ホーム 8か所
市内養護(盲)老人ホーム 3か所



成年後見制度等利用支援事業

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8168

対象者 65歳以上で、成年後見を利用する本人に4親等内の親族がいない等、親族等による申立ができない場合は、市長申立を行います。

助成額 成年被後見人に審判に要する費用および後見人等の報酬を支払う能力がない場合は、その費用を助成します。

はつらつシニアかんじん帳

問い合わせ先 高齢者総合相談センター(くわしくは裏表紙)

「自分のこと」「自分を支援してくれる人のこと」「自分の望む医療や介護などの支援」を周囲に示し、適切な支援を受けるためのツールです。

また、「介護予防・健康づくり」にもご活用いただけます。

家族介護支援事業

問い合わせ先 小松市社会福祉協議会 ☎22-3354

要介護高齢者を介護している方を対象に交流会、介護方法に関する相談、指導・技術の習得支援を行います。

対象者 要介護高齢者を介護している方

利用場所 小松市社会福祉協議会

生きがい活動支援事業

65歳以上で家に閉じこもりがちの方や健康面で不安のある方へ、社会参加を促し、生きがいのある生活を送れるよう日常動作訓練や趣味活動を提供します。

実施施設	所在地	電話	問い合わせ先
東部ふれあいルーム	西軽海町	22-3354	小松市社会福祉協議会
南部ふれあいルーム	島町		
JA 小松市ふれあいルーム白江町公民館	白江町	23-4040	JA 小松市
JA 小松市ふれあいルームひがし支店	埴田町		
JA 小松市ふれあいルームみゆき支店	日末町		
JA 小松市ふれあいルーム長田町公民館	長田町		
JA 小松市ふれあいルーム千木野公民館	千木野町		

湯ったりシニアふれあい入浴事業

問い合わせ先 小松市 いきいき健康課 ☎24-8161

対象者 65歳以上の方(65歳の誕生日の前日から対象)

内容 浴場組合加盟の5浴場で入浴料を1回につき220円助成します。年間最大15回、いつでも利用できます。助成券(湯ったりカード)が必要なので希望の方は申請をしてください。

らく賃パスポート

問い合わせ先 小松市 地域振興課 ☎24-8396

65歳以上の方、障がいのある方、中学生、高校生、大学生を対象に路線バスのフリー乗車券を販売します。

料金 65歳以上の方 1～4か月 一月あたり2,000円 5、6か月 8,800円

その他のサービス

問い合わせ先 小松市 長寿介護課 ☎24-8053

日常生活用具の給付

電磁調理器、自動消火器、火災警報機
※所得に応じて自己負担あり

在宅支援型住宅リフォーム

65歳以上の要介護・要支援高齢者(限度額あり)
着工前の申請が必要ですので、必ず事前にご相談ください。

高齢者に関するご相談は**高齢者総合相談センター**へご連絡ください。

事業所名	電話 FAX	担当区域(小学校区)	所在地
丸内・芦城 高齢者総合相談センター	23-5225 23-3641	芦城、 第一(糸町、白江町、白松町を除く)	土居原町175 芦城クリニック1F
丸内・芦城 第二 高齢者総合相談センター	22-5070 22-5071	稚松(上牧町、下牧町を除く) 第一(糸町、白江町、白松町)	園町ニ155-1 サービス付き高齢者向け住宅 おれんじハウス1F
安宅・板津 高齢者総合相談センター	41-6055 24-8703	安宅(上牧町、下牧町を含む)	安宅町ル1-8 ケアハウスファミリー1F
安宅・板津 第二 高齢者総合相談センター	46-6192 46-6193	犬丸、荒屋、能美	蛭川町西103-1 明峰の里敷地内
松陽・御幸 高齢者総合相談センター	22-2280 23-2055	向本折、苗代、蓮代寺	向本折町ホ31 松寿園1F
松陽・御幸 第二 高齢者総合相談センター	46-6883 46-6884	今江、串、日末	今江町1-428 小屋ビル1F
国府・中海 高齢者総合相談センター	47-2921 47-2968	国府、中海、東陵	岩淵町46-2 グリーン・ポート小松1F
松東 高齢者総合相談センター	46-8211 46-8202	金野、波佐谷、西尾	長谷町50-5 JAきらら前
南部 高齢者総合相談センター	65-3131 65-1101	粟津、那谷、矢田野	上荒屋町ソ4-10 自生園敷地内 (デイサービス入口向かい)
南部 第二 高齢者総合相談センター	44-5750 44-5270	月津、木場、符津	矢田野町ヲ98-1(春日町)

●営業時間は、午前8時30分～午後5時15分。業務日は、月曜日～金曜日(土日祝日、年末年始は休み)

問い合わせ先

小松市長寿介護課

指定・給付担当	☎(0761) 24-8149 ☎(0761) 24-8053	認定担当	☎(0761) 24-8147
地域包括ケア推進担当	☎(0761) 24-8168	FAX	(0761) 23-3243

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

禁無断転載©東京法規出版
KG012261-1767434